

令和6年度答申第8号

令和6年10月23日

松戸市監査委員	関	聡	様
同	三好	徹	様
同	大谷	茂範	様
同	岩瀬	麻理	様

松戸市情報公開審査会

会長 後 藤 仁 哉 印

公文書の一部開示決定に係る審査請求に対する諮問について（答申）

令和元年7月4日付け松監第53号をもって諮問のあった公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、別紙のとおり答申する。

答 申

1 審査会の結論

松戸市監査委員は、本件処分を取り消し、改めて開示決定等をすべきである。

2 本件審査請求までの経過

- (1) 審査請求人は令和元年5月7日付け公文書開示請求書により、「〇〇〇〇弁護士やその所属する法律事務所に対して支出された金額、支出年月日、支出の理由や目的等が分かる公文書一切、及び〇〇〇〇弁護士と松戸市や松戸市監査委員や松戸市代表監査委員やそれらの出先機関や松戸市職員等との関係がわかる文書一切。雇用関係、委託関係、委任関係、契約関係なども含む。顧問契約のことがわかる文書、契約書、それらの交渉や経緯がわかる文書、就任や退任の時期や理由がわかる文書、上記の添付書類、上記の関連文書、上記の廃棄記録、上記に類する文書等々、とにかく全て。ひろく解釈して御特定下さい。〇〇〇〇弁護士やその所属する法律事務所への郵便に使用した郵便切手や郵便料金に係る公文書も含む。」(以下「開示請求文書」という。)について、松戸市情報公開条例(平成13年松戸市条例第30号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定により、本件公文書の開示請求(以下「本件開示請求」という。)をした。
- (2) 本件開示請求に対して、令和元年5月21日付け公文書一部開示決定通知書により、本件処分をした。
- (3) 審査請求人は、本件処分を不服として、令和元年6月4日付け審査請求書により、本件審査請求をした。
- (4) 審査請求人は、令和元年7月26日付け反論書を提出した。

3 本件審査請求の趣旨及び理由

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 趣旨

本件処分を取り消して、請求対象文書をさらに特定したうえで、請求した情報は、原告の氏名、印影、電話番号、FAX番号、自宅の住所、郵便番号を除いて、全て開示するとの裁決を求める。

公益上の理由による裁量的開示を実施することを求める。

(2) 理由

文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。処分庁ないし担当課は、従前、情報隠蔽を繰り返してきたことから、本件でも恣意的な除外を行った蓋然性は高く、対象公文書が他に全く存在しないとは到底考えられない。

本件非開示箇所は、原告の氏名、印影、電話番号、FAX番号、自宅の住所、郵便番号を除いて、いずれも、条例第7条第2号にも第3号アにも第10条第2項括弧書き「開示請求に係る公文書を保有していないとき」にもその他の非開示事由にも全て該当しないか、たとえ該当したとしても、開示を定めた条例第7条同号ただし書全てに該当する。

たとえば、訴訟事件名については、公になっているものであれば第2号ただし書アに該当する。また、松戸市の顧問弁護士である以上、顧問弁護士としてふさわしい資質があることを裏付ける経歴として訴訟事件名につき説明責任があることから、同号ただし書アに該当する。訴訟事件名については、抽象的、概括的に記載され、また、専門性を基礎付けるアピールとして記載される性質のものであり、法律事務所のホームページ等で公表している弁護士もいる。そのような性質の情報は、開示したとしても、正当な利益を害するおそれがあるとは言えない。

損害賠償請求訴訟や処分取消等請求訴訟といった訴訟事件名から、訴訟記録を検索したり、閲覧請求したりすることはできないことから、訴訟事件名は、当該個人の氏名や住所等を不開示としたうえであれば個人を識別することができる情報には該当しない。

郵送料に係る文書については、料金後納郵便であれば、郵便切手は使用しないが郵送料は発生していることから、郵便切手に限定した判断は事実上の不開示決定であり、違法である。また、郵送料については特定ができるはずである。ゆえに、条例第10条第2項括弧書き「開示請求に係る公文書を保有していないとき」に該当しない。

本件処分には、氏名又は名称、住所、居所又は所在地、電話番号など原告の何という情報が非開示とされたのかが明らかではなく、郵便切手についてはなぜ存在しないのかが明らかではないことから、理由附記の点でも不備があり、条例第10条第2項及び第3項並びに松戸市行政手続条例(平

成8年松戸市条例第16号)第8条各項及び第14条第1項及び第3項に違反する。

4 処分機関の説明要旨

処分機関の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 趣旨

本件審査請求を棄却することを求める。

(2) 理由

ア 非開示箇所について

審査請求人は、「〇〇〇〇弁護士やその所属する法律事務所に対して支出された金額、支出年月日、支出の理由や目的等が分かる公文書一切、及び〇〇〇〇弁護士と松戸市や松戸市監査委員や松戸市代表監査委員やそれらの出先機関や松戸市職員等との関係がわかる文書一切。〇〇〇〇弁護士やその所属する法律事務所への郵便に使用した郵便切手や郵便料金に係る公文書も含む。」の開示を求めており、市が特定した文書「訴訟委任について」における非開示箇所について、条例第7条第2号又は第3号に該当しないか、該当したとしても条例第7条ただし書全てに該当するとの主張をしている。しかし、非開示箇所のうち、審査請求人が開示を求めている原告氏名以外の訴訟事件名については、裁判所に掲示された開廷表や訴訟記録の閲覧制度を利用することで、特定の個人を特定できるもの又は当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条2号又は第7条3号アに該当する。

イ 文書の不存在について

「〇〇〇〇弁護士やその所属する法律事務所に対して支出された金額、支出年月日、支出の理由や目的等が分かる公文書一切。」及び「〇〇〇〇弁護士やその所属する法律事務所への郵便に使用した郵便切手や郵便料金に係る公文書。」については、〇〇〇〇弁護士やその所属する法律事務所と訴訟代理人以外での委任契約等は締結しておらず、開示請求があった時点で〇〇〇〇弁護士やその所属する法律事務所に対する費用の支出はなく、郵送でのやりとりも行っていないため、審査請求人が主張する郵送料は存在しない。したがって、条例第7条第2項に該当するため、当該文書は不存在により非開示となる。

ウ 審査請求人は様々な主張を展開しているが、先に述べたとおり、本件処分は条例にのっとり適正に行われたものであるから、本件処分に、何ら違法または不当な点はなく、取消しの必要はない。

なお、審査請求の趣旨の項に記載されている裁量的開示については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第7条の規定による裁量的開示を念頭に置いていると思われるが、条例においてはこのような規定はなく、主張自体失当である。

5 審査会の判断

本件処分に対する審査会の判断は、次のとおりである。

(1) 訴訟事件名について

ア 処分庁は、民事訴訟事件の記録は「何人も」閲覧請求することができることとされていることから、訴訟事件名を知ることにより、当該閲覧制度を利用して本件事件の訴訟記録を閲覧することが可能であり、当該訴訟記録に記載された個人を特定できることとなることから、訴訟事件名は特定の個人を識別することができるものとして、条例第7条第2号に該当し、非開示としている。

イ この点、事件番号は、各裁判所において事件を受理した場合に、当該事件を受理した日の属する年の元号及び年数、当該事件の種類ごとに付される記録符号並びに記録符号ごとに付される一連番号によって表示される識別番号であり、一つの裁判所において同一の事件番号が重複して付されることはないから、当該事件が係属する裁判所名が判明している場合、その事件番号が判明すれば、当該事件を特定することが可能である。そして、個人を当事者とする裁判所で受理する事件においては、個人又は法人の紛争につき、当事者又は関係者等の個人の様々な活動の内容や状況等の内容が主張書面や書証又は人証としての供述等により訴訟記録に記載されることとなるから、事件番号は、このような事件を識別するための番号として、個人と関連性を有する情報といえる。そうすると、事件番号は、「個人に関する情報」といえる。（平成30年12月20日 東京地方裁判所 平成30年（行ウ）第233号 公文書部分公開決定処分取消請求事件判決に同旨。）

ウ もっとも、個人に関する情報といえるのは他の裁判記録を探索するこ

とが可能となる事件番号に係る部分のみである。訴訟事件名については、損害賠償請求事件などといった単なる抽象的な名称が付されているにすぎず、個人の名称等が付されている場合を除き、これをもって裁判記録を探索し、個人を特定するに至るものではない。とすると、訴訟事件名は個人に関する情報には該当せず、非開示の対象とはならないと解する。そして、事件番号と訴訟事件名は容易に分離することができるものであるところ、訴訟事件名を事件番号から分けて開示することは十分可能である。

本件においては、事件番号とともに訴訟事件名も非開示としているが、上記理由により、訴訟事件名については開示すべきである。

(2) 理由附記の不備について

条例第10条第3項は、「全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合においては、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解されるものとしなければならない。」と規定している。とすると、理由附記にあたっては、①開示しない根拠条文、②当該条文を適用する根拠、を記載する必要がある。

本件処分においては、公文書一部開示決定通知書において、①非開示条項、②適用する根拠は示されており、理由附記不備の違法は認められない。

(3) 文書の不存在について

処分庁は、〇〇〇〇弁護士やその所属する法律事務所への郵便に使用した郵便切手に係る公文書は、取得・作成していないため、文書不存在として条例第10条第2項に該当すること、また、特定した文書以外について対象文書は存在しない旨を説明している。

当審査会において、処分庁に対して意見聴取とともにインカメラ審理を行い、郵便に関する文書の不存在、及び審査請求人が主張するその他の文書について特定した文書以外の文書の存在について確認したところ、処分庁の説明に不自然な点は、認められなかった。

(4) 裁量的開示について

審査請求人の主張する裁量的開示については、条例に規定を欠くため適用できない。

6 結論

以上により、審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。
当審査会の処理経過は別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年	月	日	内 容
令和	元年	7月 4日	諮問書の受理
令和	6年	5月 8日	第1回審査会（諮問の報告）
令和	6年	6月20日	第2回審査会（審議・意見陳述）
令和	6年	7月25日	第3回審査会（審議・理由説明）
令和	6年	9月27日	第4回審査会（審議）
令和	6年	10月23日	第5回審査会（審議）